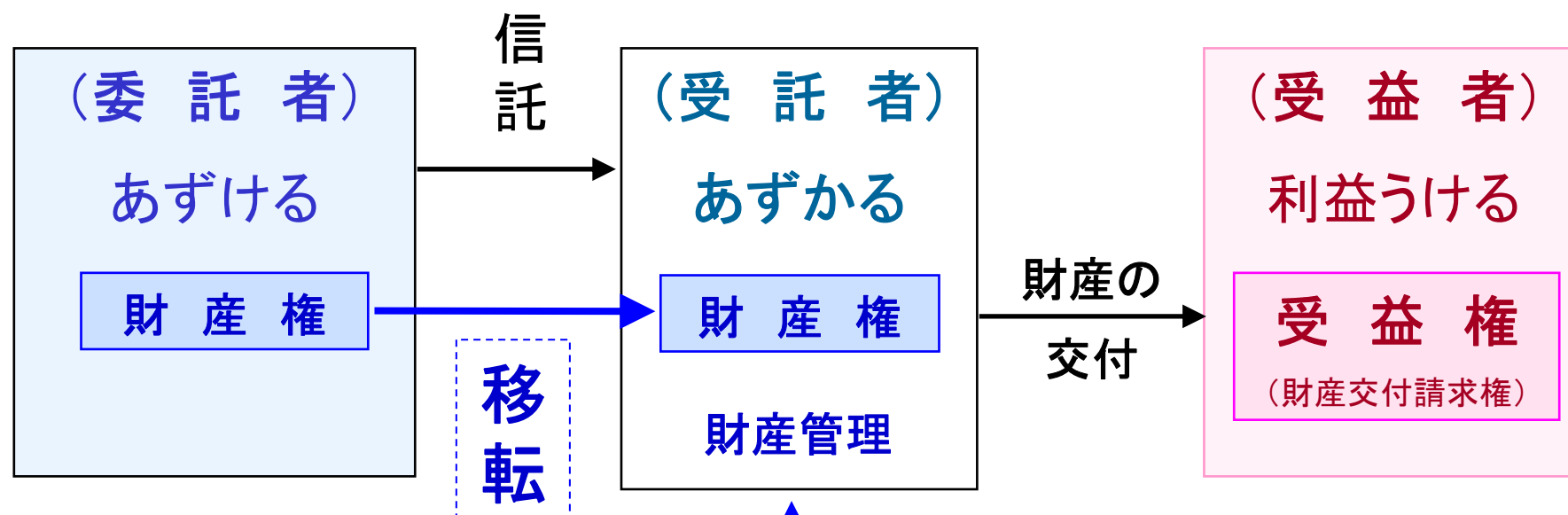


2012年 5月28日 OLISセミナー

# 「生命保険信託」による価値の共創



# 1. 信託の基本的な仕組み



財産権は受託者に留まるが、  
受託者の固有財産とは分別して管理

⇒ 信託財産の独立性

信託目的、契約・遺言、信託法  
(善管注意義務・忠実義務・分別管理義務)による拘束

※ 税務上は、受益者＝所有者として計算します

## 2. 生命保険信託が創設する新しい価値

保険は・・・「必要なお金を、必要な人に、必要な時に渡す」ための事前準備

特に生命保険は・・・保険金に「遺された人への想い」を込めるもの



ただし・・・

保険金を受け取る側が、そのお金をうまく管理できない場合や、保険契約者の願いどおりにそのお金が使われるか、心配な場合もあります。

信託は・・・財産の使われ方に「想い」を込め、「託する」もの

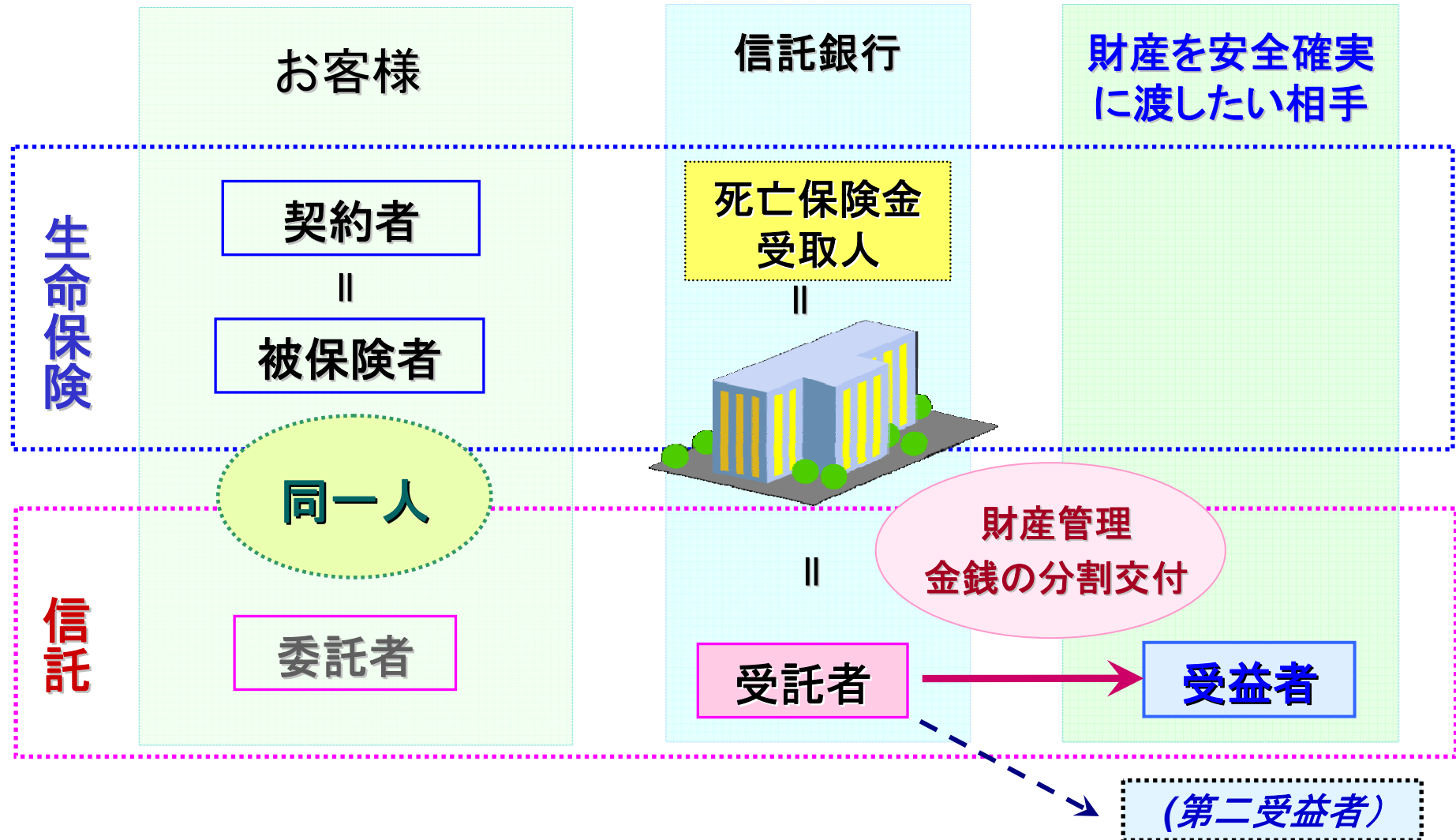


そこで・・・

生命保険信託を活用すれば、死亡保険金の使われ方まで保険契約者が設定でき、死後の保険金活用方法をあらかじめ決めておくことができます。

### 3. 生命保険信託の当事者関係

生命保険会社から信託銀行に保険金が支払われ、信託銀行が財産管理をしながら受益者に金銭を分割して交付します。



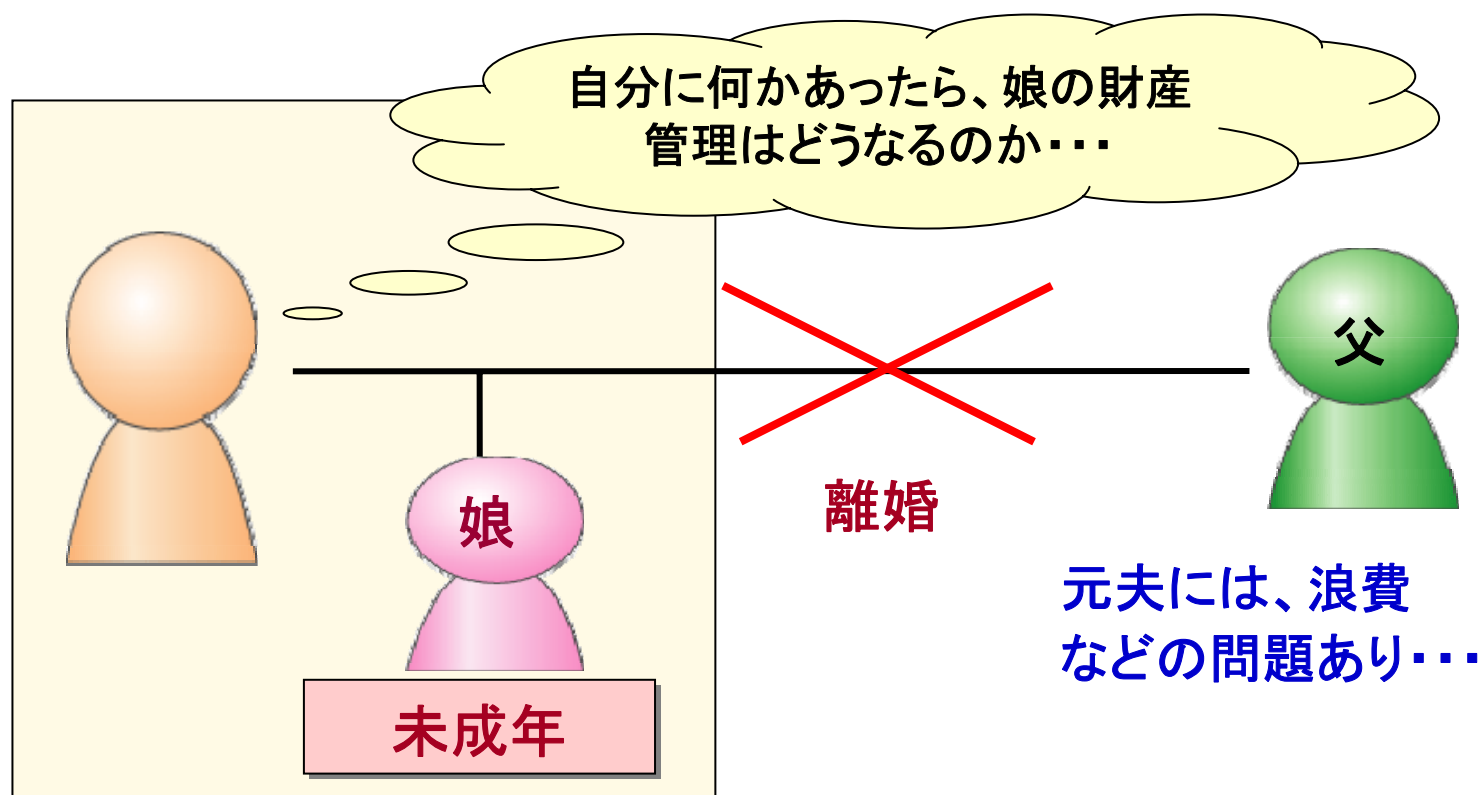
## 4. 生命保険信託の特色

特徴	具体例
信託する人(委託者)が複数でもよい。	夫婦の共同委託
信託の利益を受ける人(受益者)が同時に複数いてもよい。	複数の子の共同受益
受益者が順次連続して登場してもよい。	配偶者⇒子などの連続受益
財産交付について、受益者の事情や需要に即して委託者が柔軟に決めることができる。	定時定額交付と随時交付の併用
財産交付に関し「指図権者」や「同意者」を定めることができる。	受益者が成人するまでは指図権者を、それ以降満30歳になるまでは同意者を設定
信託が終了したときの残余の財産の帰属権利者を委託者が決めることができる。	✓法定相続と異なる財産帰属者を指定 ✓残余財産を公益法人などに寄付

## 5. 生命保険信託の活用例 ①

### 受取人の財産管理能力に不安がある場合

< ケース① - 1 > … 未成年の子の保護

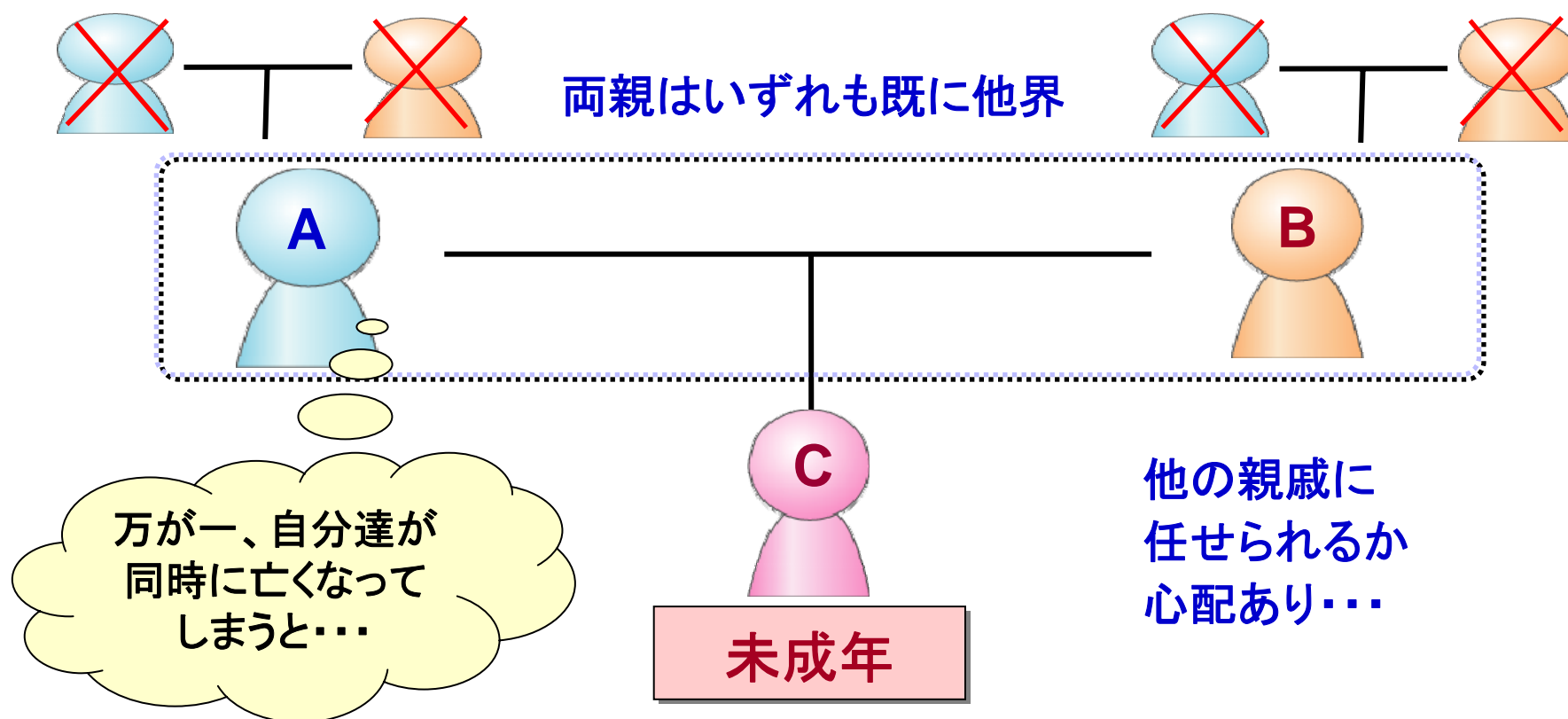


娘さんが成人するまで、必要なときに必要な金銭を交付することができます。

## 5. 生命保険信託の活用例 ①

### < ケース① - 2 > … 夫婦同時死亡への備え

1. A・B夫婦は非常に円満に暮らしているが、お互い、親戚とは疎遠となっている。
2. 万が一、事故等でA・Bが亡くなり、Cだけ生き残った場合、財産管理が心配だ。



他の親戚の関与無く、一定の期間、必要なお金を交付することができます。

## 5. 生命保険信託の活用例 ①

### < ケース① - 3 >

未成年者以外でも・・・

- ✓ 知的障がい者や軽度の認知症の高齢者
- ✓ 知的障がいとは認められないが、浪費癖がある場合

- 「成年後見制度」を利用し、後見人に全てを委ねることも可能ですが、後見人の負担が重くなる他、安定性の面での課題もあります。
- 司法書士などの職業上信頼できる第三者を後見人とした場合でも、長期に亘る場合、個人では継続対応が難しくなる局面もありえます。



生命保険信託を通じて信託機能を活用すれば・・・

- ◇ 毎月の定時交付は信託によって確実に行き、臨時費用に関する支払いだけを「指図権者」の指示に委ねることで、財産管理負担が軽減されます。
- ◇ 信託銀行は財産管理が専門の法人であるため、長期に亘る場合であっても、安定した財産管理を続けることができます。



## ＜ 成年後見制度による財産管理と生命保険信託による財産管理 それぞれの特徴 ＞

項目	成年後見制度による財産管理	生命保険信託による財産管理
権限の範囲	財産に関する法律行為については包括的な代理権限が与えられています。ただし、一部制限が加えられています。	信託の対象となる死亡保険金についてのみ、その権限が及びます。なお、財産交付の方法については委託者が信託契約の中で個別に定めることができます。
財産の帰属性	財産の帰属主体はあくまで本人であり、その管理を成年後見人が代理します。	財産の帰属主体が受託者となりますが、その管理方法については、委託者があらかじめ定める方法によります。
財産管理の継続性	財産の管理を行う成年後見人の側に不測の事態が生じる可能性があります。	財産管理は法人である信託銀行が官庁の監督の下で行うため、継続性が担保されています。
管理財産の対象	原則として本人の財産全てとなります。	生命保険契約に基づく死亡保険金のみが対象となります。
本人死亡時に残った財産の取扱い	本人の法定相続人に相続されます。	委託者があらかじめ定める先に残されません。ただし、定めが無い場合は、委託者の法定相続人に相続されます。

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

受取人の財産管理能力に不安がない場合でも、保険金につき、契約者の指示に沿った形で使われることを実現したい場合

たとえば・・・

- ✓ 受益者の代わりに安全に財産を運用してもらい、その受益者も亡くなった後は、自分に近い人に残りのお金を使ってもらいたい
- ✓ 相続人間でバランスの取れた財産承継を実現したい
- ✓ 円滑な「事業承継」を実現するため、あらかじめ手を打っておきたい

といったケースが考えられます。

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

日本における相続マーケットの実態(相続人の高齢化)

(歳)

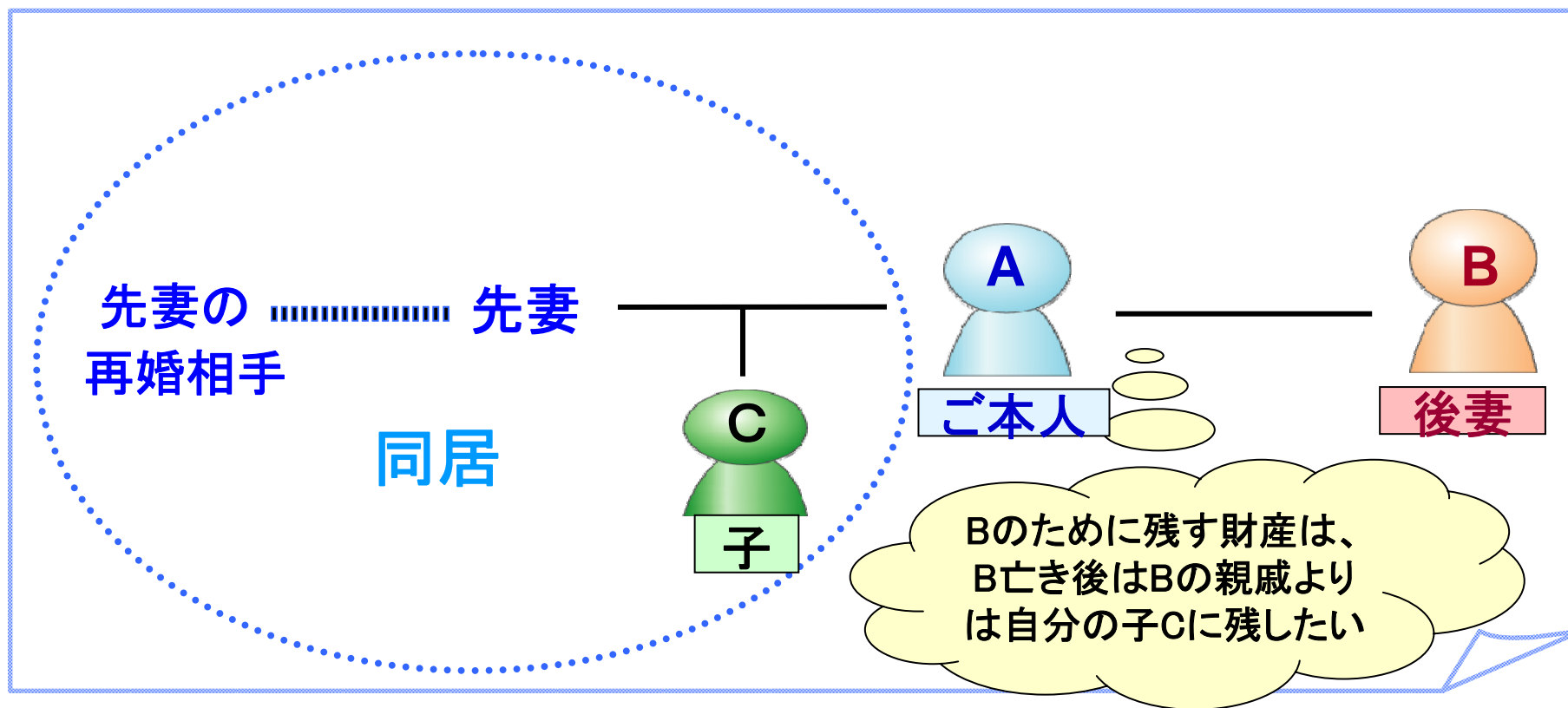
	親の他界年齢(最頻値)		長子の年齢	
	父親	母親	父親他界時	母親他界時
1970年	70-74	75-79	41-45	51-55
1990年	75-79	80-84	46-50	56-60
2009年	80-84	85-89	51-55	61-65

二次相続における  
相続人の高齢化は  
顕著。

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

### < ケース② - 1 > … 離婚 + 再婚

1. Aは離婚を経て、Bと「熟年再婚」したため、Bの親戚とは疎遠だ。
2. 先妻との間には実子のCがいるが、先妻と同居しており、生活上の心配は無い。



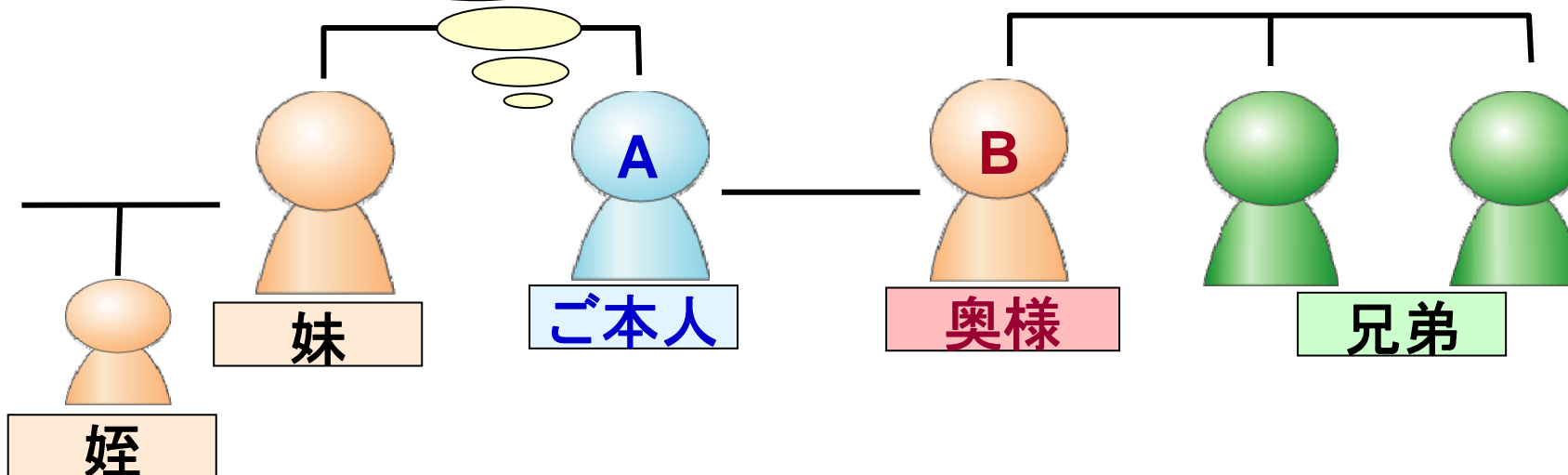
「妻を受益者とし、妻死亡後の残余財産は先妻との子に渡す」と信託すれば希望が叶います。

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

### < ケース② - 2 > … 親族 vs 姻族

1. AB夫婦にはお子様なし。Bは要介護状態となっている。
2. Bの兄弟は、Bへの介護にまったく協力せず、見舞いにすら来ない。
3. むしろ、自分の妹や姪が頻繁に訪れ、介護に協力してくれている。

自分亡き後、Bも亡くなった場合、保険金がBの兄弟に渡るのは正直どうなのか…

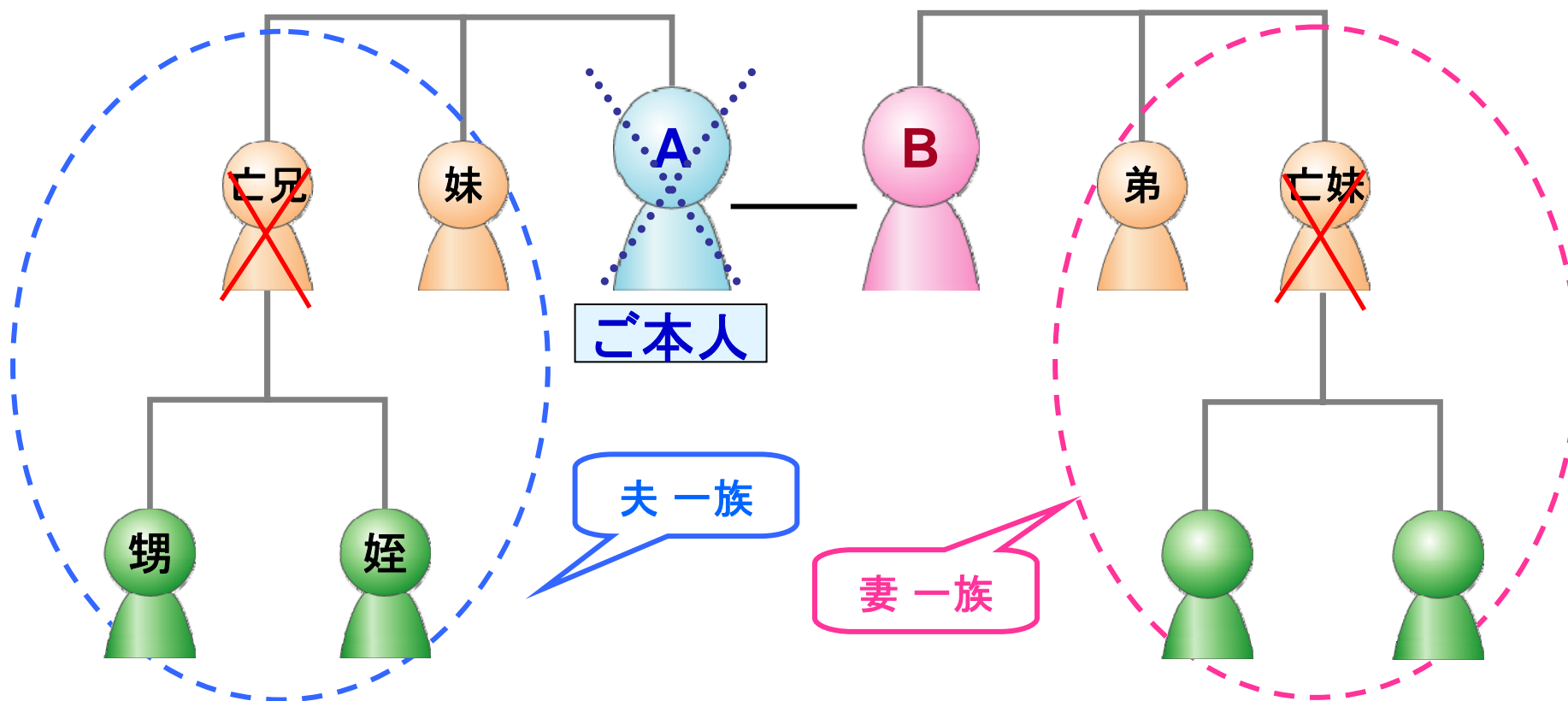


「まずは妻、妻死亡後は妹・姪に」と順次受益者を指定すれば希望が叶います。

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

### < ケース② - 3 > … 遺言による不都合性の調整

1. AB夫婦にはお子様なし。Aは「全財産をBに相続させる」遺言作成後に死亡。
2. その後Bが死亡すると、Aの妹・A側の甥姪は全く遺産を取得しない結果となる。



「まずは妻、妻死亡後は妹・甥姪」と順次受益者を指定しておけば、A側の甥姪に渡すことができ、希望が叶います。

## <ご参考> 遺言、贈与と生命保険信託の関連（イメージ）

主な資産・・・不動産＋預貯金



預貯金

### 生前贈与

- ・贈与は「契約」であるため、一旦贈与してしまうと、自由に取消ができない
- ・贈与税課税

### 遺言

- ・全財産を割り付けるために作成する
- ・遺言を執行すれば、後は各自の財産となる  
⇒「後継ぎ遺贈」型の遺言は作成できない

### 信託

- ・財産の管理保全についてまであらかじめ定めておける
- ・連続受益が活用できる

### 生命保険

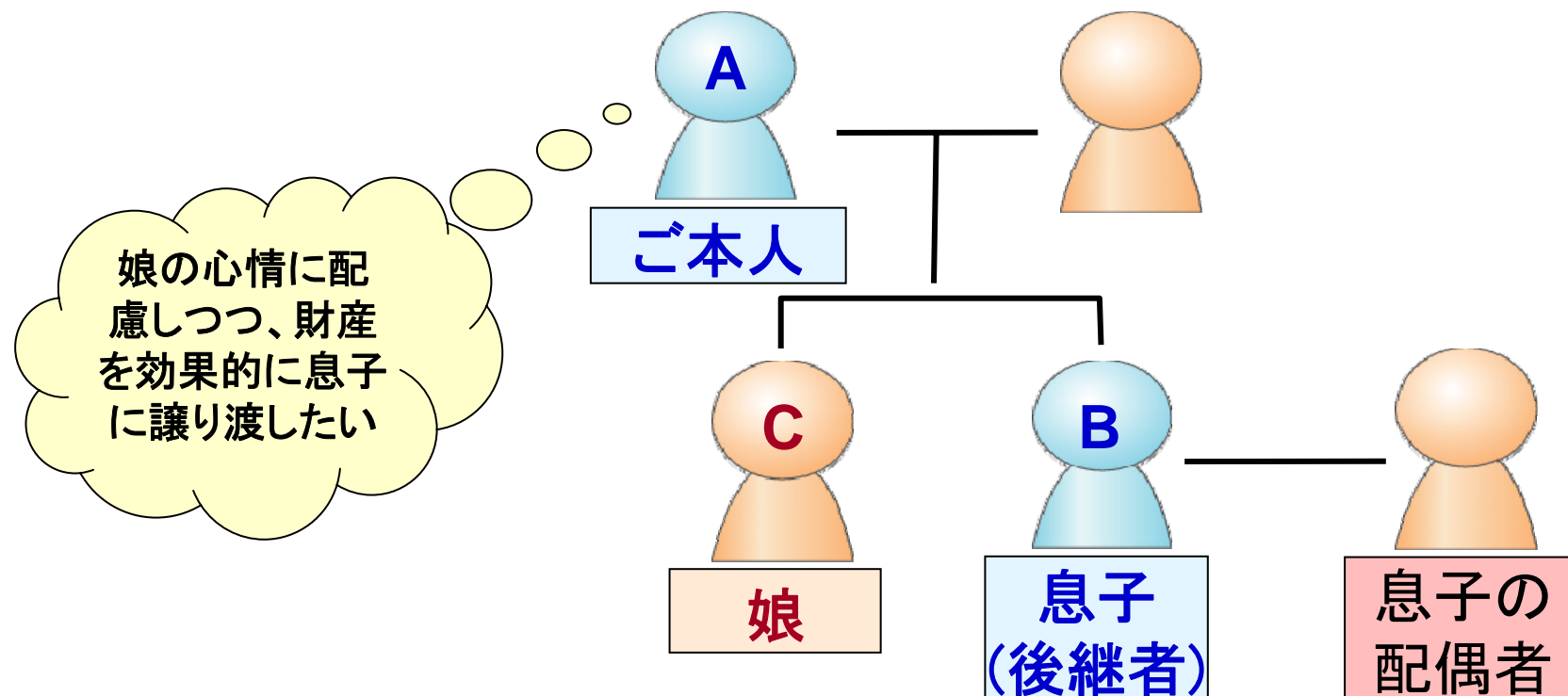
- ・保険の財産創出機能が活用できる
- ・ご存命中は契約者貸付も受けられる

生命保険信託・・・保険と信託の両方の価値を活用できます

## 5. 生命保険信託の活用例 ②

### < ケース② - 4 > …「事業承継問題その1」(「親族 vs 姻族」)

1. Aは経営者であり、後継者Bに資産を継承させていきたい。
2. 娘Cとしては、Bに財産が多く渡ることは納得できるが、Bは少し体が弱い。
3. Bに万一のことがあった場合、Bの配偶者に資産が移ってしまうのは不満だ。



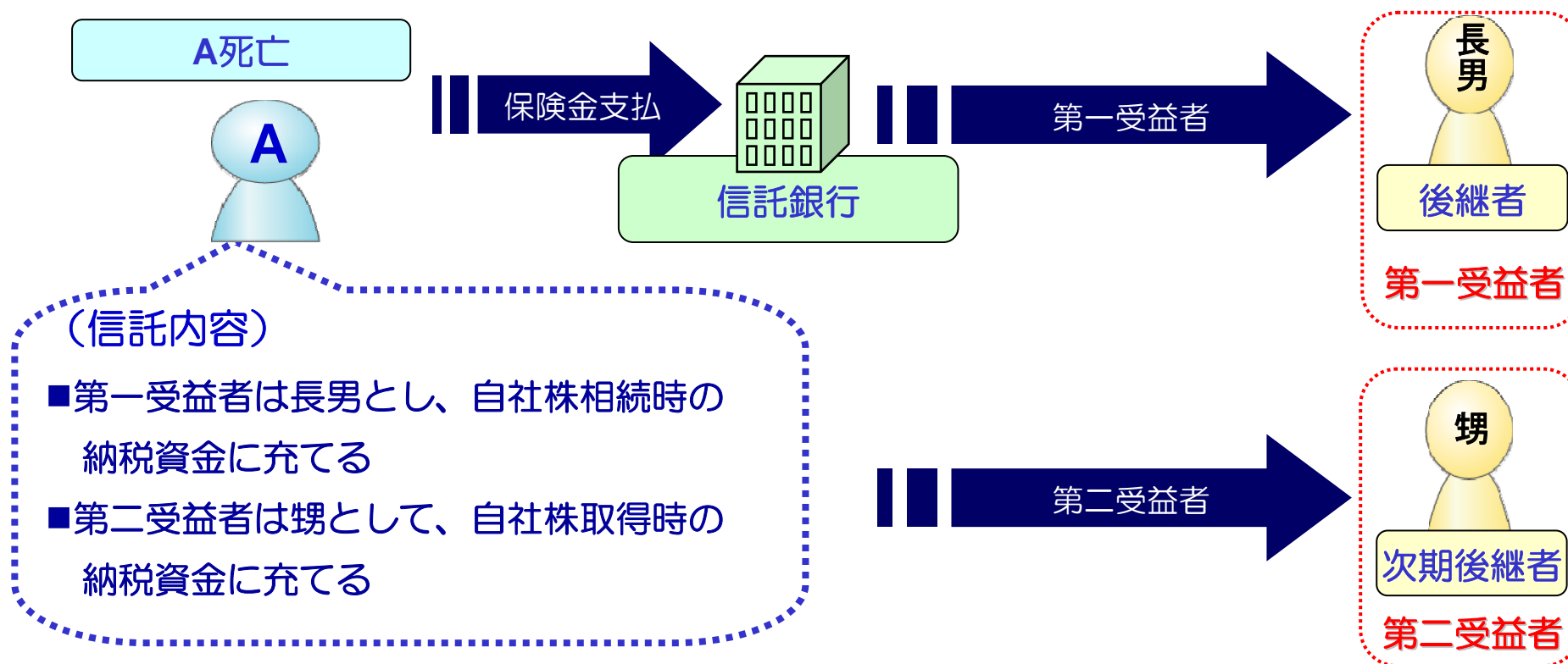
「まずは息子、息子死亡後は娘に」と順次受益者を指定すれば希望が叶います。



## 5. 生命保険信託の活用例 ②

< ケース② - 5 > …「事業承継問題その2」(資金対策も必要な場合)

1. 経営者Aは長男に後継者になってもらいたいと思っているが、長男は病気がち。
2. 長男に万が一のことがあった場合は、現在会社で活躍している甥に経営を任せたい。
3. そこで、自社株自体の連続信託を設定する予定だが、納税資金は別途必要に…。



自社株に関し必要となる納税資金につき、あらかじめ手当てをしておくことができます。

## 6. 生命保険信託の活用案 ③

### 公益に適った寄付を柔軟かつ確実に行いたい場合

#### < ケース③ - 1 >

✓子供とは既に別居しており、老人ホームで暮らしているため、死後は施設の運営主体に寄付を行いたい方  
(単に寄付する以外にも、清算費用に保険金を活用し、残額について分割寄付するといった形で信託を組み合わせることも考えられます。)

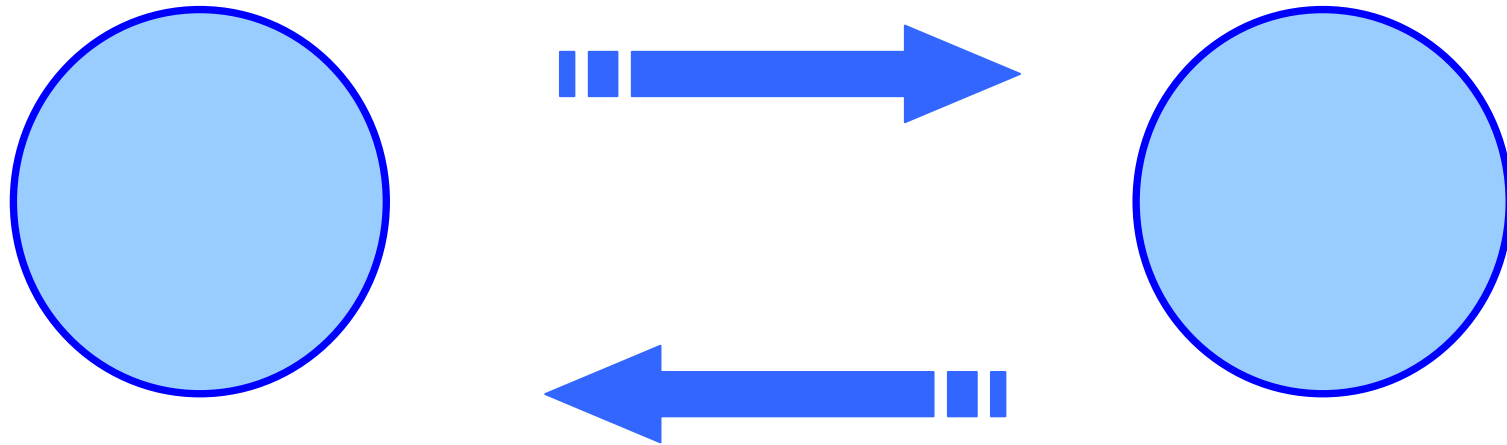


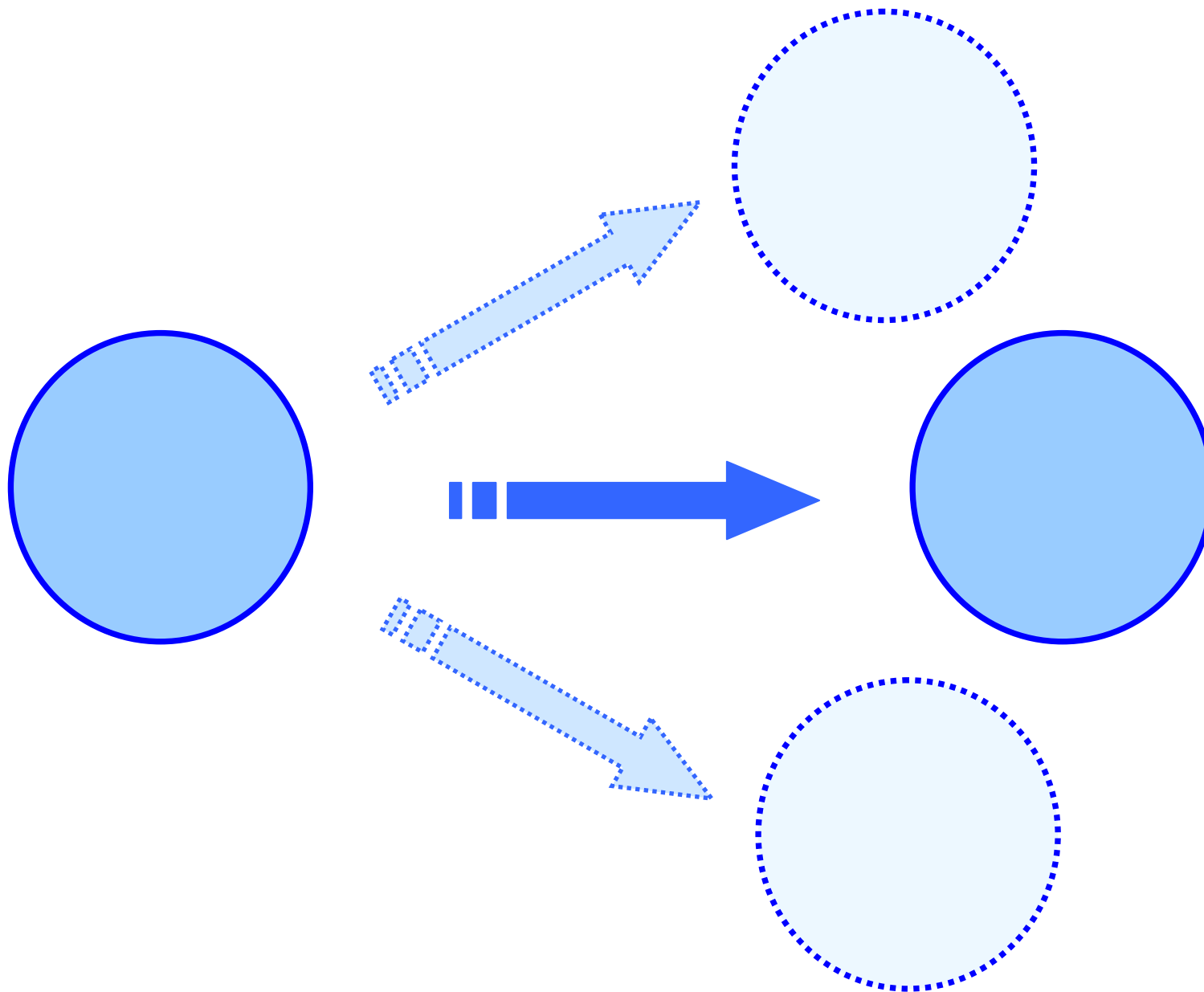
#### < ケース③ - 2 >

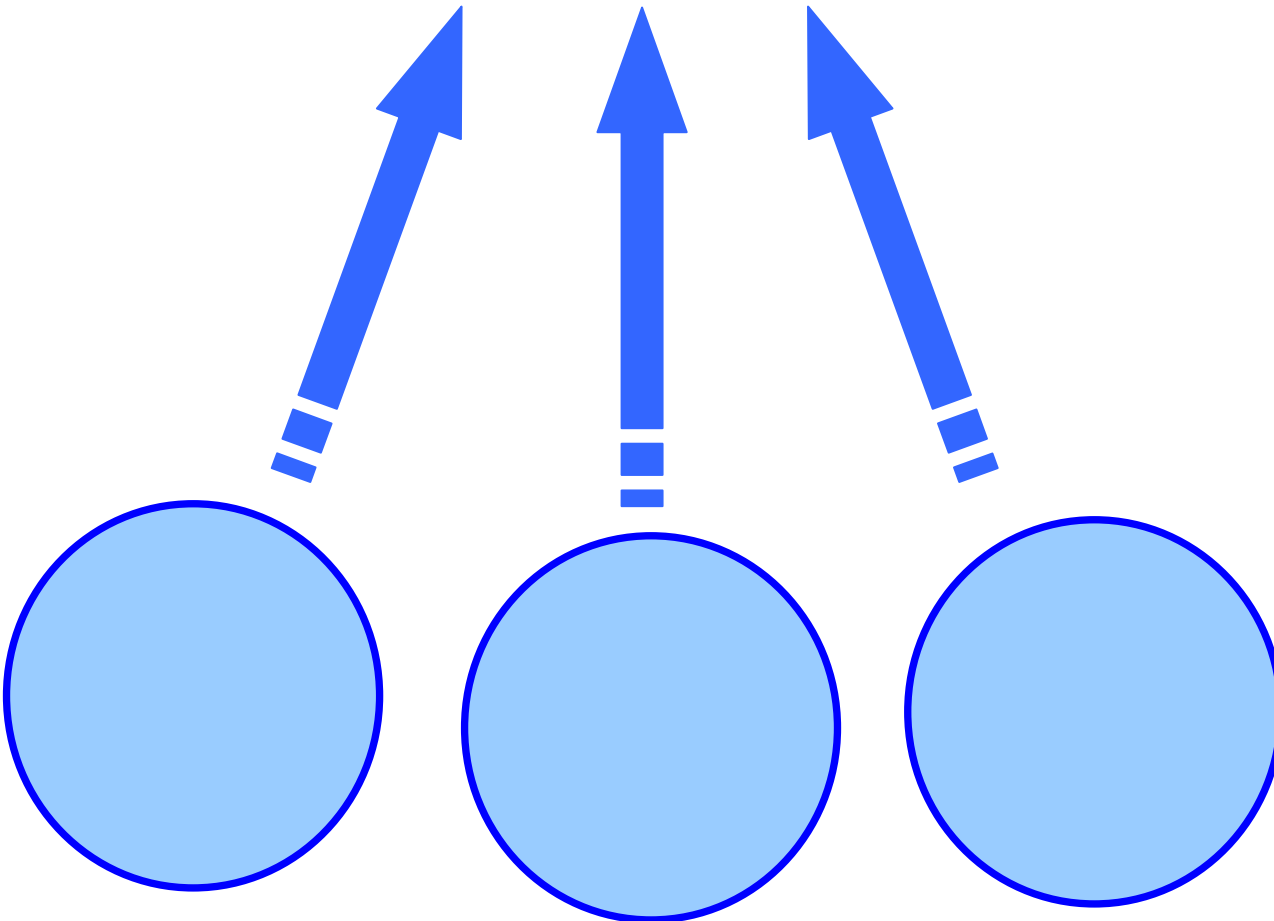
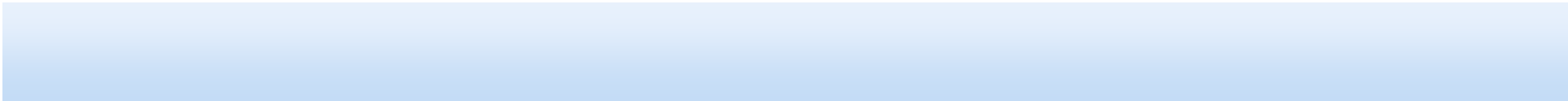
✓独身で両親も他界しており、遠い親戚に財産を残したくはないが、環境保護/動物(ペット)保護団体への寄付は行いたいという方  
(特に、小規模NPO法人に対する寄付については、信託を活用することで「身の丈に合った分割寄付」が可能となります。)



# 結びに代えて...







公共

新しい公共